

# 愛媛県ふるさと納税型クラウドファンディングに関する業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、愛媛県ふるさと納税型クラウドファンディングに関する業務（以下「本業務」という。）について、本業務の目的および内容に最も適した業者を選定するためのプロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

## 2 概要

### (1) 業務名

愛媛県ふるさと納税型クラウドファンディングに関する業務

### (2) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

### (3) 契約予定期間

本業務の委託契約期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。

### (4) 委託料の上限額

8,360,000 円（税込）

※本事業は、愛媛県における令和7年度当初予算の成立を条件として実施する。なお、本業務が実施されない場合、企画提案者はそれまでに発生した一切の費用を請求することはできない。

## 3 スケジュール

内容	期間	注意事項
公募開始、実施要領等の公開	令和7年2月19日（水）から	都市整備課 HP 上で公開
参加申込書及び質問書受付期間	令和7年2月19日（水）～ 2月27日（木）17時まで	5,6に記載のとおり
質問回答	令和7年3月4日（火）17時まで	5に記載のとおり
企画提案書の提出	令和7年3月14日（金）17時まで	6,7に記載のとおり
プレゼンテーション審査	令和7年3月18日（火）	8に記載のとおり
最終選定結果の通知	令和7年3月21日（金）	

## 4 参加資格に関する事項

応募できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者

(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)、民事再生法平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)、破産法(平成 16 年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

- (4) 企画提案書の提出期限日前 6 月間において、銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 国税、県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びこれらの利益となる活動を行う者に該当しないこと。
- (9) 法人格を有すること。(会社法人、公益法人、特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。)
- (10) 愛媛県と緊密な連絡体制が構築できること。
- (11) 国、特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の許認可を要する法人又は独立行政法人)及び地方公共団体から請け負った本事業と同種の業務若しくは類似の業務を完了した実績があること。なお、「同種の業務若しくは類似の業務」とは、クラウドファンディング業務及びそれらに類するものとする。

## 5 質問及び回答について

プロポーザル参加にあたり質問事項がある場合は、様式 4 に記載の上、下記により提出すること。

(1) 質問期限：令和 7 年 2 月 27 日(木) 17 時まで

(2) 提出先：愛媛県都市整備課 E-mail：toshiseibi@pref.ehime.lg.jp

質問メールの件名は「クラウドファンディング業務プロポーザル質問書(業者名)」として送付すること。電話、FAX 等その他の方法では受付けない。

また、質問期限を過ぎて提出された質問票は一切受付けない。

(3) 質問回答：質問及び回答については参加申込書の提出があった全ての者に対し、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

なお、提案書の記載内容や審査基準に関する質問、他の参加申込者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保及び公正な選考を妨げる恐れがあるので、いかなる理由があっても回答しない。

## 6 応募書類の提出について

参加を希望するものは、必要書類等をそれぞれの提出期限までに愛媛県土木部道路都市局都市整備課へ提出することとする。

- (1) 参加申込書の提出  
提出期限：令和7年2月27日（木）17時まで  
①参加申込書（様式1） 1部  
※参加を取り下げの場合は、3月14日（金）までに参加辞退届（様式5）を提出すること。
- (2) 企画提案書の提出  
提出期限：令和7年3月14日（金）17時まで  
①企画提案書（任意様式）1部、電子データ（PDF形式）  
②会社概要書（様式2） 1部  
③受注実績報告書（様式3） 1部  
④見積書（任意様式） 1部  
※仕様書の目標金額（3,800万円）に対する委託料について算定根拠がわかるように記載すること。消費税及び地方消費税の額を加算した金額とすること。
- (3) 提出方法  
持参又は郵送により提出すること。
- (4) 提出先  
愛媛県土木部道路都市局都市整備課公園緑地係  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町 4-1-2  
（持込の場合：愛媛県自治会館 愛媛県松山市一番町 4-1-2）  
電話 089-912-2749（直通）  
E-mail [toshiseibi@pref.ehime.lg.jp](mailto:toshiseibi@pref.ehime.lg.jp)  
※様式の押印を省略する場合は、担当者及び責任者の職氏名・連絡先を記入し、電子メールにより、責任者並びに県の担当者及び上席者を宛先として送信すること（宛先はBCC利用不可）  
県上席者（主幹） [hamada-kenichirou@pref.ehime.lg.jp](mailto:hamada-kenichirou@pref.ehime.lg.jp)  
県担当者（都市公園緑地係） [hino-tomo@pref.ehime.lg.jp](mailto:hino-tomo@pref.ehime.lg.jp)
- (5) その他  
ア 企画提案書等の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。  
イ 提案のあった企画提案書等は返却しない。  
ウ 一旦提出された提出書類の差し替え及び追加、削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

## 7 企画提案書について

- (1) 書式等  
ア 用紙サイズはA4判とし両面印刷により提出すること。印刷向きは縦横どちらでも可。  
イ 企画提案書のページ数に制限はないが、15分以内で説明できる内容にすること。
- (2) 記載内容  
本業務の具体的な実施内容について、仕様書に基づき、下表の提案依頼事項等を盛り込んだ内容とすること。提案のイメージが理解しやすいように、イラスト、絵、写真など

を使用しても構わない。ただし、全てプレゼンテーションで提案内容を説明すること。

提案項目	企画提案依頼事項
1 組織概要	① 組織体制 ② 業歴・履歴
2 クラウドファンディング事業に係る姿勢	① クラウドファンディング事業を行うにあたっての基本方針、目的、理念 ② クラウドファンディング事業の運営に対するノウハウ、専門知識、その他アピールできる能力
3 クラウドファンディング事業の運営に関する実績	① 事業開始年月日 ② 過去2年間の目標金額を達成したプロジェクト件数実績（件数、調達金額）とプロジェクトの概要
4 本事業に係る姿勢	① 本事業を行うにあたっての取組方針
5 支援の内容	① ウェブサイト（プロジェクト）掲載前後の支援方法 ② プロジェクトをより幅広く拡散PRする独自の取組
6 業務フロー等	① 業務の実施スケジュール ② トラブル発生時の対応 ③ 資金供給者の確認 （資金供給者について、暴力団等の反社会的勢力を排除する方法など） ④ 当該プロジェクトを推進するための業務運営体制

### (3) 留意事項

- ア 専門用語には注釈を付けるなど、わかりやすい表現とすること。
- イ 企画提案書の提出は、1者につき1案とすること。
- ウ プロポーザルは業務受託候補者の特定を目的に実施するもので、契約後の業務において、発注者側との協議により、必ずしも提案内容に沿った事業を実施するものではない。

## 8 企画審査

### (1) 審査方法

別途設置する選考委員会により審査を行う。

なお、契約候補者の審査にあたっては、審査項目に基づき、提案者による企画提案書及びプレゼンテーション（オンライン）により審査・評価を行った後、最も優れた提案内容を行ったものを契約候補者として選定する。

### (2) 選定委員会

- ア 開催日時 令和7年3月18日（火）※時間は別途通知する。
- イ 開催場所 オンラインで実施

ウ 企画提案の所要時間（1事業者あたり）

準備 約5分間

プレゼンテーション 約15分間

選定委員からの質疑 約15分間

エ 注意事項

①プレゼンテーションの順番は原則として企画提案書の受付順とする。

②プレゼンテーションにおける説明は、原則として、本業務を受託する際の責任者が中心となって行うこと。

③プレゼンテーションは、『ZOOM』を利用し、愛媛県が提案者を招待する形で実施する。提案者は事前に『ZOOM』を利用できるよう必要な準備を行うこと。

④プレゼンテーションは予め提出した企画提案書類に基づいて実施すること。

⑤提出書類及びプレゼンテーションの内容は非公開とする。

⑥指定の時間に遅れた場合には、審査対象としない。

(3) 契約候補者の選定について

企画提案の評価は、企画提案書、見積金額及びプレゼンテーションの内容について、(別紙) 企画提案審査基準に基づき、項目ごとに数値化して採点し、原則として新增沢式採点方法により本業務の受注者を選定する。

なお、応募者が1者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の6割以上である場合に業務受託候補者として選定する。6割に満たない場合又は応募者がいない場合には、再度公募を実施する。

(4) 審査結果の通知

審査結果は、選定委員会の翌日以降に提案者に文書にて通知する。

(5) その他

ア 提出書類を提出後、契約締結までの手続き期間中に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。

また、該当する者が契約候補者として選定されている場合は、次順位の者と手続を行う。

イ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに連絡するとともに、書面により届け出ること。

ウ 契約候補者は、本件業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ県の承認を受けた場合は業務の一部を委託することができる。

## 9 失格の条件

以下の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある

(1) 「4 参加資格に関する事項」に掲げる参加資格を満たさない場合

(2) 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

(3) 企画提案書作成のための仕様書等に示された条件に適合しない場合

(4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(5) 提案者に次の行為があった場合

- ア 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者等選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
- エ 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

## 10 契約の締結

### (1) 契約の締結

選定した契約候補者と愛媛県は、企画提案の内容をもとに、協議のうえ仕様書の内容等、県と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約を締結する。その際、協議の結果に基づき、企画提案の一部を変更する場合がある。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、その選定を取り消すとともに、選定結果において、次点の候補者と協議する

また、契約の締結は、愛媛県における令和7年度予算が執行可能となる令和7年4月1日以降に行うものとする。

### (2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

## 11 その他

- (1) 選定された場合には県担当課と十分協議を行いながら事業を進めること。
- (2) 企画提案書に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案書提出者が負うこと。

## 12 問い合わせ先

担当課：愛媛県土木部道路都市局都市整備課公園緑地係

担当者：日野

住 所：〒790-0001 愛媛県松山市一番町 4-1-2

電 話：089-912-2749（直通）

F A X：089-912-2744

E m a i l：hino-tomo@pref.ehime.lg.jp